

後期高齢者の集団けんしんが始まります

問い合わせ 元気づくり課(928)2000
国保年金課 公費医療係(内線305・315)

対象者

・75歳以上の後期高齢者医療の被保険者 ・65歳以上の障害認定の人
※長期入院および一部の施設入所中の人には除きます。

受診するときに援助や
配慮が必要な人は事
前に相談してください。



集団けんしんで分かること

【健康診査】問診/身長・体重/血圧・脂質/糖/肝機能/腎機能/貧血/血清アルブミン

【がん検診】**無料** 肺がん/大腸がん/子宮頸がん(女性)/乳がん(女性)/胃がん(バリウム) **有料** 前立腺がん(男性)

日程

	7/10(月)	7/20(木)	7/28(金)
場 所	いきいき情報センター	総合体育館(とびうめアリーナ)	いきいき情報センター
申込開始	5/19(金)~		
申込締切	6/13(火)	6/22(木)	6/29(木)

持ってくるもの

①受診票



②保険証



③健診費用500円



※①～③がないと受診できません。
(受診票は会場で再発行できません)

※前立腺がん検診は、別途1,500円(75歳以上)が必要です。65～74歳の費用は折り込みの「健康診査のご案内」を確認してください。

申込方法

受診票と保険証を準備し、
予約センター(ふくおか公衆衛生推進機構)へ電話
0120-992-663
(平日午前9時～午後5時)

注意事項

※受診票(桃色の封筒に同封)は、福岡県後期高齢者医療広域連合から対象者へ4月下旬に送付しています。(本年度75歳になる人は、誕生日の10日頃)

※受診票の再発行を希望する場合は、福岡県後期高齢者医療広域連合(651)3111へ連絡してください。

※後期高齢者健康診査(がん検診以外)は個別医療機関でも受診できます。

後期高齢者医療保険料の算出方法が決定しました

問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(651)3111
国保年金課 公費医療係(内線305・315)

前年中の所得金額と4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の状況をもとに算定します。保険料額決定通知書を7月に送付予定です。

令和5年度個人ごとの保険料の計算方法

保険料額(年額)	=	均等割額	+	所得割額
限度額66万円 10円未満切り捨て		56,435円		[総所得金額等 ^(注1) - 基礎控除額 ^(注2)] × 10.54% (所得割率)

注1…前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除額」「給与収入-給与所得控除額」「事業収入-必要経費」などの合計額で、所得控除前の金額。注2…合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円、2,400万円を超える場合は異なる。

※本制度加入の前日まで社会保険の被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。加入後2年間は均等割額の5割軽減を受けることができます。均等割額が7割軽減に該当する人は7割軽減が優先です。

令和5年度の保険料軽減措置

対象者の所得要件(同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得額 ^(注3) の合計額)	軽減割合(軽減後の均等割額)
43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者等の数-1) ^(注4) 以下	7割 (16,930円)
43万円(基礎控除額)+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) ^(注4) 以下	5割 (28,217円)
43万円(基礎控除額)+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) ^(注4) 以下	2割 (45,148円)

注3…基本的に注1と同じですが、満65歳以上は「公的年金等収入-公的年金等控除額-特別控除額15万円」など、例外あり。
注4…同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用。